

障害のある方などの各種手当一覧



☎障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072、◆の手当＝子ども支援課給付係 ☎042-497-2088

制度	対象	所得制限	要件	給付額 (1か月あたり)	併給
①特別児童扶養手当 (国制度)	20歳未満	あり	次のいずれかに該当する方 おおむね、①身体障害者手帳1～2級及び3～4級の一部程度②愛の手帳1～3度程度 ③①、②と同程度の疾病や精神障害 【対象外】施設に入所中、障害年金を受給中の方	58,450円または 38,930円(等級による)	—
②特別障害者手当 (障害児福祉手当) (国制度)	20歳以上		日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方 (おおむね、①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～2度程度③①、②と同程度の疾病や精神障害) 【20歳以上の対象外】施設に入所中、3か月を超えて入院中の方 【20歳未満の対象外】施設に入所中、障害年金を受給中の方	30,450円	—
	20歳未満			16,560円	—
③重度心身障害者(児)手当 (都制度)	64歳以下		次のいずれかの障害程度に該当する方(都の認定が必要) ①最重度の知的障害で常時特別な介護が必要な方 ②重度の知的障害と身体障害が重複する方 ③重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ常時特別な介護が必要な方 【対象外】施設に入所中、3か月を超えて入院中、新規申請時65歳以上の方	60,000円	—
④心身障害者福祉手当 (都制度)	20歳以上 64歳以下		次のいずれかの障害程度に該当する方 ①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～3度③脳性麻痺④進行性筋萎縮症 【対象外】施設に入所中、新規申請時65歳以上の方	15,500円	④⑤⑧ の併給 は不可
⑤心身障害者(児)手当 (市制度)	20歳以上 64歳以下		次のいずれかの障害程度に該当する方 ①身体障害者手帳1～4級②愛の手帳1～4度 【20歳以上64歳以下の対象外】施設に入所中、市内居住が1年未満、新規申請時65歳以上の方 【20歳未満の対象外】対象者の保護者が市内居住1年未満の方	4,000円	
	20歳未満			4,500円	
⑥福祉タクシー利用料助成 (市制度)	全年齢		次のいずれかの障害程度に該当する方 ①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～2度 【対象外】施設に入所中、入院中の方	半年で上限19,800円	⑥⑦の 併給は 不可
⑦心身障害者自動車ガソリン費補助(市制度)			次のいずれかの障害程度に該当する方 ①身体障害者手帳1～6級②愛の手帳1～4度 【対象外】施設に入所中、入院中の方	等級により30%または 50%(1%あたり54円)	
⑧難病疾患患者援護金 (市制度)				市が定める特殊疾病に罹患していて、かつ都発行の特殊疾病医療券(法制番号54、82、83)をお持ちの方 【対象外】特定医療費(指定難病)受給者証などが未交付、市内に居住していない方	4,500円
⑨交通遺児等援護金	18歳未満	なし	生計を維持していた扶養(養育)者が交通事故により死亡または障害者となった方	4,500円	—
◆⑩児童扶養手当 (国制度)	18歳到達の 年度末まで	あり	次のいずれかに該当する方(一部20歳まで受給可) ①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害の状態にある	1人の場合、11,340円 ～48,050円 (所得額による)	—
◆⑪児童育成手当-育成手当(都制度)			次のいずれかに該当する方 ①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害の状態にある	1人13,500円	—
◆⑫児童育成手当-障害手当(都制度)	20歳未満		次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性麻痺④進行性筋萎縮症	1人15,500円	⑧との 併給不可

※いずれも所得制限などがあります。また、金額が変更になる場合や、異なる手当・助成を併給できないものがあります。

消費生活相談の現場から

クーリング・オフ
できないの？
～期間内の発信で有効です～



【事例】

3日前、離れて暮らす高齢の親の家に床下点検の電話があった。過去に別の工事を頼んだ時と同じ事業者と勘違いして点検を依頼し、後日訪問して来た事業者から、このまま放置すると床下が腐ると言われ80万円の床下木部の亀裂補修や防腐剤塗布工事を勧められその場で契約したとのことだった。点検してすぐ高額な工事を持ち掛けるのはおかしいと思い、話を聞いた直後にクーリング・オフはがきを送ったが受け取ってもらえずに戻って来てしまった。クーリング・オフできないのだろうか。

【アドバイス】

クーリング・オフというのは、特定商取引法で消費者が無条件で契約解除出来るという消費者保護の観点から設けられた制度で、一定期間内であれば契約を取りやめて契約前の状態に戻すことができるものです。ただし、適用される取引は限られており、事例のような訪問販売等、事業者からの不意打ち的な勧誘をきっかけとした契約に適用されます。訪問販売では、契約書面を受領した日を含めて8日間のクーリング・オフ期間が設け

られており、この期間内に、クーリング・オフを行う旨を書面またはメールなどの電磁的記録で発信すれば有効となるため、事例の場合クーリング・オフは有効とみなされます。

ポイントは、有効期間内に発信することです。つまり、相手がこの期間内に通知を受け取ったかどうかではなく、期間内に契約者側が発信すればよいということです。そのためクーリング・オフ通知をはがきで出す場合は、発信日が残るよう簡易書留等で送ることをお勧めします。作成したはがきは両面コピーを取り、5年間保管することも忘れずに行うようにしましょう。作成方法などでお困りの際は、消費生活センターまでご連絡ください。

☎消費生活センター

☎042-495-6212 (相談専用)

※つながらない場合は

☎042-495-6211

第十二回特別弔慰金の請求手続きはお済みですか？

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、ご遺族に特別弔慰金が支給されます。本市では昨年4月より請求受付を開始しています。未請求の方はお手続きください。なお、請求者により手続きに必要な書類が異なりますので、請求手続きは事前にお電話いただき、ご来庁のご予約をお願いします。

【支給対象者(請求者)】戦没者等の死亡当時のご遺族で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、先順位のご遺族1人に支給されます。戦没者等との続柄などにより、請求できる順位や要件が定められています。【請求受付期限】令和10年3月31日

【支給内容】額面27万5千円、5年償還の記名国債

◆代理人・郵送による請求について

代理人による請求や郵送でのお手続きにも対応しています。請求者ご本人のご来庁が難しい場合はお気軽にお問い合わせください。☎福祉総務課福祉総務係 ☎042-497-2056

令和8年市議会第3回定例会

令和8年市議会第3回定例会は、9月1日(火)から下表のとおり開会予定です。☎議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日	時間	内容
9	1(火)	午前10時～	本会議(初日) 決算特別委員会
	3(木)		本会議(一般質問)
	4(金)		
	7(月)	本会議終了後	決算特別委員会(決算概要説明)
	9(火)	午前10時～	総務文教常任委員会
	10(水)		福祉保健常任委員会
	11(金)		建設環境常任委員会
		午後2時～	議会運営委員会
	15(火)	午前10時～	決算特別委員会
	16(水)		
	17(木)		
	25(金)		本会議(最終日)



清瀬市議会
ホームページ